



経理の窓 9月号

平成27年9月1日号

秋雨前線の影響で、気温が下がったとたん、カナカナと蛸が、夏の終わりを告げました。極端な暑さはないと予報士の解説がありましたが、熱中症には、まだまだご用心ください。

今月の税務

法人税：7月決算法人の確定申告と納付

国境を越えた役務提供に係る消費税について

- ◆国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税見直し
所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）等により、消費税法の一部が改正され、国境を越えて行われるデジタルコンテンツの配信等の役務の提供に係る消費税の課税関係の見直しが行われました。
- ◆電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し
電子書籍・音楽・広告の配信など、電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」とし、その役務が消費税の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの基準（内外判定基準）が、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から「役務の提供を受ける者の住所等」に改正されました。
- ◆「リバースチャージ方式」の導入
電気通信利用役務の提供については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」とそれ以外のものと区分されることとされました。
電気通信利用役務の提供のうち「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う「リバースチャージ方式」が導入されました。
「事業者向け」とされるのは、その役務の性質または契約条件などで、役務の提供を受けるものが事業者であることが明らかなものです。
- ◆適用開始時期：平成27年10月1日以後行う課税資産の譲渡等及び課税仕入れから適用されます。
- ◆「リバースチャージ方式」による申告が必要な事業者
「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合のリバースチャージ方式は、経過措置により、当分の間は、当該課税期間について**一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満である事業者のみ適用**されます。
- ◆「リバースチャージ方式」による申告の対象
国内において国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、「特定課税仕入れ」が申告の対象となります。

- * 国外事業者が国内にて行う芸能・スポーツ等の役務の提供のうち、他の事業者に対して行うものを「特定役務の提供」と位置付けられました。
- * 一般課税で申告を行う事業者で、当該課税期間における課税売上割合が95%以上である事業者や当該課税期間について簡易課税が適用される事業者については、当分の間特定課税仕入れはなかったものとされます。
「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合であってもその課税期間の消費税の確定申告では、課税標準額、仕入控除税額のいずれにも含まれません。
- * 免税事業者は、特定課税仕入についても消費税の納税義務が免除されています。

◆仕入税額控除の制限（消費者向け取引）

国外事業者が国内に向けて行う「消費者向け」電気通信役務の提供は、国外事業者が納税義務者となります。

この「消費者向け」電気通信役務の提供を国内事業者が受けた場合、改正後は、課税取引となりますが、登録国外事業者から受けたものを除き、当分の間は仕入税額控除の適用を受けることはできません。

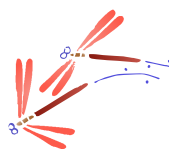
登録国外事業者の登録制度は、平成27年7月1日から施行されています。

「登録国外事業者名簿」は、国税庁のホームページで公表されています。

中小企業の会計に関するチェックリスト

- 全国信用保証協会連合会「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト（平成27年4月制定）が公表されました。
確認事項の変更の他、税理士登録番号および税理士法人登録番号の記入欄が追加されました。
「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストは、日本税理士連合会版と全国信用保証協会連合会版があります。
- 日本税理士連合会「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト（平成27年6月改訂）が公表されました。

中小企業チェックリストは、金融機関で融資を受ける際に、確認事項として活用されて、融資利率が優遇されるケースがあります。信用保証協会においても保証料率の割引の際の必要書類として利用されています。



有限会社たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>